

## 初期消火器具設置費用の一部補助について

### 1 事業の趣旨

消防局では、自治会町内会が初期消火器具を設置・更新（器材全て又は一部）する費用の一部を補助する事業を行っており、この度、補助金交付申請の受付を開始します。

#### 初期消火器具とは？

初期消火器具には、初期消火箱（固定式）とスタンドパイプ式初期消火器具（可搬式）の2種類があり、消防車が進入できない道路狭隘地域等においても、市民の皆さまが消火栓にホースを直接接続し、有効な初期消火活動を行うことができる消火器具です。特にスタンドパイプ式初期消火器具は機動性に優れ、容易に取り扱うことができます。



初期消火箱（固定式）



スタンドパイプ式  
初期消火器具(可搬式)

### 2 申請要件

下記3つに当てはまる単一の自治会町内会が対象となります。

- (1) 地域に消火栓がある。
- (2) 家屋が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大の恐れがある。
- (3) 定期的に訓練を実施できる。

### 3 申請方法

- (1) 受付期間：令和7年4月1日（火）から9月30日（火）まで
  - (2) 申請方法：申請書に必要事項を記入の上、青葉消防署に御提出をお願いいたします。
- ※ 申請書は横浜市ウェブサイトからダウンロードまたは青葉消防署でお渡しします。



「横浜市 初期消火器具」で検索

### 4 補助の対象経費

- (1) 初期消火器具の新規設置又は器材全ての更新設置の場合
- (2) 消防用ホースなどの器材の一部更新や、既に自治会町内会が所有している初期消火箱への新たな資機材（スタンドパイプや台車等）を追加する場合

	整備内容	補助の対象経費
①	初期消火器具の <u>新規設置又は器材全ての更新設置</u> の場合	初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の <u>2/3に相当する額（上限20万円/1件）</u>
②	初期消火器具の <u>一部更新設置</u> の場合	初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の <u>2/3に相当する額（上限7万円/1件）</u>

### 5 お問合せ先 ※ 申請要件や書類等のお問い合わせは、お近くの消防署へ御連絡ください。

青葉消防署 (974-0119)	元石川消防出張所 (903-0119)	鴨志田消防出張所 (961-0119)	すすき野消防出張所 (904-0119)
荏田消防出張所 (913-0119)	青葉台消防出張所 (989-0119)	奈良消防出張所 (963-0119)	

#### お問合せ先

担当：青葉消防署 総務・予防課 予防係  
田中、川口

電話&FAX：045-974-0119（内線）22、30